# 除害施設等の届出

### 1. 「除害施設設置届」(様式第4号)

根拠法令・・・条例第11条第1項、条例第11条第3項

- 除害施設設置対象の汚水(条例第8条参照)を公共下水道へ排除している事業場が、除害施設を新たに設置しようとする場合、又は除害施設を変更(一部変更も含む)しようとするとき。
- 2 現在、既に設置されている除害施設が公共下水道に接続されたとき。

届出期限: ● 新設・変更しようとする 60 日前まで

: ② 公共下水道を使用することになった日から 30 日以内

## 2. 「除害施設工事完了届」(様式第5号)

根拠法令・・・条例第11条第2項

除害施設の新設又は、変更の届出をした場合、その届出の工事が完了したとき。

届出期限:完了した日から5日以内

### 3. 「除害施設使用廃止届」(様式第6号)

根拠法令・・・条例第11条第5項

- 除害施設の運転を一時休止したとき。
- ② 除害施設を撤去、若しくは廃止を行ったとき。

届出期限:使用廃止の日から30日以内

### 4. 「水質管理責任者選任届」(様式第7号)

根拠法令・・・条例第10条

水質管理責任者を選任または変更したとき。

届出期限:選任後(除害施設または特定施設設置後)すみやかに

#### ※水質管理責任者の業務について

- (1) 除害施設及び特定事業場における排水処理施設(以下「除害施設等」という。)の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設等から排除される汚水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設等の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- (4) 除害施設等から発生する汚泥の処理処分に関すること。